

## 定款（案）の概要

区 分	検 討 案	現 状
目的 第1条	<p>この公立大学法人は、文化と科学技術の発展に貢献する知の拠点として、広い分野の知識と高度で専門的な学術を教授し、豊かな人間性と高い専門性を備え、新しい時代を切り開く広い視野を持つ有為な人材を育成するとともに、開かれた大学として優れた教育研究の成果を社会に還元し、もって高知県民の生活及び文化の向上に寄与するため、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。</p>	<p>(寄附行為目的)            この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。</p> <p>(学則目的)            本学は、学術の中心として広く教育、研究を行い、深い専門知識と豊かな人間性を持った創造的な人材を養成し、もって科学技術の振興に寄与し、わが国ひいては世界の発展に貢献することを目的とする。</p>
名称 (大学名) 第2,3条	公立大学法人高知工科大学 (高知工科大学)	学校法人高知工科大学 (高知工科大学)
設立団体 第4条	高知県	
所在地 第5条	高知県香美市	高知県香美市
法人種別 第6条	一般地方独立行政法人	学校法人
公告の方法 第7条	高知県公報に掲載して行う。天災等やむを得ない事情で高知県公報に掲載できないときは法人の掲示場に掲示する。	高知工科大学の掲示板に掲載して行う。
役員の数、任期その他役員に関する事項		
定数 第8条	役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以上6人以内及び監事2人以内を置く。	この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 7人以上11人以内 (※) (2) 監事 2人以上 ※ 学長、評議員のうちから評議員会において選任した者3人、学識経験者のうち理事会において選任した者3人以上7人以内

<p>理事長 第9,10条</p> <p>学長 第11条</p>	<p>理事長：理事長≠学長 権限：法人を代表し、その業務を総理する 任命：知事が任命する 任期：4年間</p> <p>学長：教育研究機関の最高責任者 任命：理事長が任命 任期：法人の規程による ※学長は副理事長となる</p>	<p>理事長：理事長≠学長 権限：法人を代表し、その業務を総理 任期：2年間</p> <p>学長：教育研究機関の最高責任者 任命：理事長が任命 任期：4年間（再任可）</p>
<p>学長選考 会議 第11条</p>	<p>選考方法：選考会議の選考に基づき行う 委員構成：経営審議機関を構成する者の中から選出された者3名及び教育研究審議機関を構成する者3名の中から選出された者により構成</p>	<p>選考方法：理事長が選考し、理事会の議を経る（選考機関で選考した候補者を理事長に報告） 委員構成：理事長が指名した理事2名（※）、法人評議員会のうち理事長が指名した評議員3名（※）、大学運営委員会及び教授会から投票により選出された教授各2名 合計9名 ※ 本学の教育職員を除く。</p>
<p>副理事長 第9,11条</p>	<p>職務：法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する 学長が副理事長 任命：理事長 任期：学長の任期</p>	<p>職務：法人業務について理事長を補佐 学長が副理事長 任命：理事長 任期：2年</p>
<p>理事 第9,12,13条</p>	<p>職務：理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する 任命：理事長が任命 任期：2年（再任可） 定数：法人の規模や理事の役割を踏まえ、理事長、副理事長を除き法人内外から4人以上6名以内とする。 ※常務理事：理事長が常勤のため置かない</p>	<p>理事定数：7名以上11名以内 " 任期：2年 " 職務：理事長を補佐し法人業務を掌理  【常務理事】 定数：1名 任期：2年 職務：法人の事務について理事長を補佐</p>

<p>監事 第9,12,13条</p>	<p>職務：法人の業務を監査する。監査結果に基づき、必要と認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。</p> <p>任命：知事が任命する</p> <p>任期：2年（再任可）</p> <p>定数：2名以内</p>	<p>職務：法人業務の監査</p> <p>任命：評議員会の議決を得て理事長が任命</p> <p>任期：2年</p> <p>定数：2名以上</p>
<p>理事会 （役員会） 第16条～ 19条</p>	<p>現行の法人制度を継承し、法人業務に関する重要事項を審議し議決する機関として理事会を設置する。</p> <p>役員構成：理事長、副理事長、理事</p> <p>審議事項：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中期目標についての意見に関する事項</li> <li>② 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項</li> <li>③ 中期計画及び年度計画に関する事項</li> <li>④ 法の規定により知事の認可及び承認を受けなければならない事項</li> <li>⑤ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</li> <li>⑥ 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</li> <li>⑦ 職員の人事の方針及び基準に関する事項</li> <li>⑧ 規程の制定又は改廃に関する事項</li> <li>⑨ その他理事会が定める重要事項</li> </ol>	<p>理事会を設置</p> <p>役員構成：理事</p> <p>審議事項：法人業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p>
<p>経営審議会 第20～22条</p>	<p>法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を設置する。</p> <p>構成：理事長、副理事長、理事長が指名する理事及び職員、法人の役員または職員以外の者で法人の経営に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから理事長が任命する者（総数の2分の1以上）とする。</p> <p>審議事項：法人の経営に関する重要事項（※定款に記載）</p>	<p>制度上はない</p> <p>【参考：評議員会】</p> <p>予算、借入金、基本財産処分、事業計画、寄附行為の変更等について</p> <p>定数：15名以上23名以内</p> <p>任期：2年</p> <p>職務：予算、借入金、基本財産の処分、事業計画、寄附行為の変更、合併等の諮問</p>

<p>教育研究 審議会 第23～25 条</p>	<p>大学の教育研究に関する重要事項を審議するため教育研究審議会を設置する。</p> <p>構成：学長、副学長、学部、学科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者、その他学長が指名する職員とする。</p> <p>審議事項：大学の教育研究に関する重要事項 (※定款に記載)</p>	<p>制度上はない</p> <p>【参考：大学運営委員会】 大学の運営に関する重要事項等を審議 委員構成：学長、副学長、学部長、研究科長、教育本部長、研究本部長、産学連携本部長、情報図書館長、教室長、教授会において各学科毎に選出された専任教員（講師以上）5名、学長が必要と認めた者 現在21名</p>
<p>業務の範囲及び執行に関する事項 第26,27条</p>	<p>業務の範囲：法人は、大学の設置及び管理に関する業務など、次に掲げる業務を行う。</p> <p>① 大学を設置し、これを運営すること。 ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ③ 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供をすること。 ⑤ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>業務の方法：法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。</p>	<p>【国立大学法人の業務の範囲（法定）】</p> <p>① 国立大学の設置及び運営 ② 学生の修学、進路選択、心身の健康等の相談等 ③ 学外者との共同研究、連携教育研究の実施 ④ 学生以外への学習の機会提供 ⑤ 研究成果の普及、活用促進 ⑥ 研究成果の活用促進事業への出資 ⑦ 各号に附帯する業務</p> <p>【国立大学法人の業務方法（法定）】 業務の方法：法人は業務開始の際、業務方法書を作成し、文科大臣の認可を受ける。</p>
<p>資本金、出資及び資産に関する事項 第29条</p>	<p>法人の資本金については、別（※）に掲げる資産を高知県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について出資の日における時価を基準として高知県が評価した価額の合計額とする方向</p>	<p>高知工科大の財産（土地、建物） 大学用地（土地）：156,947.79㎡ 【県有地（県無償貸付）：74,506.20㎡ 【大学（県からの譲与）：76,536.79㎡ 【大学（大学追加購入）：5,904.80㎡</p>

	<p>で検討する。</p> <p>※は定款の別表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地（大学用地：155,153.44㎡）</li> <li>・ 建物（大学建物：56,496.02㎡）</li> </ul>	<p>大学施設（大学建物）：65,739.81㎡</p> <p>職員宿舎用地（土地）：2,840.83㎡</p> <p>大学施設（職員宿舎）：3,748.12㎡</p> <p>講堂等の貸付建物：3,273.81㎡</p>
<p>解散に伴う残余財産の帰属に関する事項</p> <p>第30条</p>	<p>法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを高知県に帰属させる。</p>	<p>残余財産は、解散の時ににおける理事会において出席理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。</p>